

## キャッシュバックキャンペーンQ&A

Q キャッシュバックキャンペーンの還付金は所得になりませんか？

A 関信国税の規約上、一度お支払いただいた組合費は返納しない事となっていることからキャンペーンの還付金は、組合費を納めていただいた時点において組合費の割引があったものとして取り扱い、関信国税の収入に計上せず預り金として管理しています。

割引額の預り金を年に1回お返しするもので、課税所得には該当しないと判断しております。

※ 組合費の徴収額から割引を行うため、徴収がある月だけがキャッシュバック対象となっています。

※ 年に一度の還付としているのは、支部でのキャンペーン適用判断や計算を省略し支部役員の負担軽減をするためと振込手数料を削減するためですのでご了承ください。

Q 預り金であれば還付日までに脱退しても返金いただけるのですか？

A キャンペーンの前条件が「7月までの集計時点で組合員であること」としておりますので、集計時までには組合員でなくなった方は、割引条件を喪失しますので還付は致しません。

※ 預り金は対象者が脱退した時点で割引権利を喪失しますので関信国税の収入に計上することになります。

Q 加入勧奨が割引条件となることから役務の対価に該当しませんか？

A そもそも課税対象ではないと判断しているため役務の対価には該当しないと判断していますが、加入勧奨は関信国税の規約において、組合員の義務として「組合が行なう事業及び活動に参加または協力すること」と規定しており、加入勧奨は組織を強くするために組合が行う活動であることから、組合員全員が行うべきものであると考えます。

本キャンペーンは、加入勧奨のきっかけ作りであり、「加入届にお名前を書いていただければペアで割引します」という内容ですので、役務には該当しないと考えております。

Q キャンペーンはずっと続くのですか？

A キャンペーンは名称の通り、永久に続けるとは考えておりません。

職場を守るために、組合員を増やすきっかけとして始めておりますが、関信国税の財政状況、組織率の推移等を関信国税の中央機関で精査して、キャンペーン割引額の変更や終了、組合費の減額改定等の判断を行ってまいります。

変更がある場合は、随時周知を行ってまいりますのでご承知おきください。

組織率が大幅に向上した際には、規約改正を行い組合費の引き下げをする方向です。

Q 関信国税の規約上問題になることは無いのですか？

A キャッシュバックについて規約では組合費の割引についての規定がありませんでしたが、組合員に有利となることから割引を行うこととしました。

今後は解釈に疑義が生じないように令和5年9月に行われる関信国税の第62回定期中央大会において割引規定を規約に加える予定です。

なお、キャンペーンは令和5年4月に始まっていることから、適用日を令和5年4月として規約改正を行います。

※ 規約等の遡及改正について原則認められないものですが、組合員に有利となる改正については例外的に認められるものであるため令和5年4月適用とするものです。  
(参議院法制局の法令の遡及適用判断・就業規則等の判例等から判断しています)

Q キャッシュバックキャンペーンの機関紙の記載とQ&Aの回答が違う部分があるのですが？

A 機関紙の説明に一部誤りがございました。誠に申し訳ございませんでした。

機関紙作成時には、4月の新人配属に間に合わせるため規約の抵触のみを判断し、各種法令判断を考慮せず作成してしまい発行・配布をしてしまいました。

この度、各方面からのご指摘を受け法令を遵守した説明に修文させていただきました。

なお、基本ルール・取り扱い方法等はキャンペーン開始時から変わっておりませんので、各種判断はQ&Aで説明させていただいた通りとなります。

ご迷惑・ご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。